戸田市地域で子育て支援を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域社会における子育で支援の推進に関し、基本理念を 定め、市の責務並びに保護者、地域住民等、学校等及び事業者の役割を明ら かにすることにより、地域全体で子育でを応援するとともに、全でのこども が健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、誰ひと り取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社 会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要である と認められる者をいう。
  - (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護 し、又は養育する者をいう。
  - (3) 地域住民等 市内に住み、勤め、通学する者(こどもを除く。) 又は市内で市民活動をするものをいう。
  - (4) 学校等 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園その他これらに類する施設及び学童保育室その他子育て支援事業を 実施する施設をいう。
  - (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 地域社会における子育て支援は、次に掲げる基本理念に基づくものと する。
  - (1) こどもが、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家族構成等にかかわらず、一人の人間として尊重され、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができること。
  - (2) こどもが、成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、 自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができること。
  - (3) 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。
  - (4) こどもが自分らしく成長することができるように、こども及び保護者

が、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、埼玉県、他の地方公共団体、その他の関係機関等(以下「関係機関等」という。)と連携し、こどもが健やかに成長し、こども及び保護者が安全で安心して暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、子育て支援に関して関係機関等と情報を共有し、それぞれの役割が果たせるよう、必要な支援及び総合調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、その監護し、又は養育するこどもの 行動及び人格の形成について、責任を有することを自覚し、愛情を持って接 するとともに、こどもを一人の人格を持った人間として尊重し、こどもが自 立した生活を営む力を身に付けられるよう、こどもの成長及び発達に応じた 養育に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

- 第6条 地域住民等は、基本理念にのっとり、こどもが社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、子育て支援に積極的に関わり、地域活動等を通してこどもが健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。 (学校等の役割)
- 第7条 学校等は、基本理念にのっとり、こどもが、主体的に学び、豊かな人間性及び社会性を身に付け、将来を自ら拓ける生きる力を育成するために、地域社会と一体となって教育活動を推進するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者である従業員がその監護し、 又は養育するこどもとの関わりを深めることができるよう仕事と家庭生活 の両立に配慮するとともに、市、地域住民等及び学校等が行う子育て支援に 関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者が一体となって子育て の環境づくりに取り組むための指針として、こどもに関する総合的な計画を 策定し、子育て支援のための施策を推進するものとする。

(連携協力体制の構築)

第10条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの役割を 果たすことができるよう、連携協力体制の構築を行うものとする。

(地域住民等の活動に対する支援)

第11条 市は、地域住民等に対して、子育て支援活動の情報及び交流機会を 提供し、子育て支援活動への積極的な参画を促すとともに、地域住民等が行 う当該活動に対して必要な支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第12条 市は、誰もが安心してこどもを育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階並びに状況に応じた必要な支援を行うものとする。

(安全で安心な環境の整備)

第13条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、こどもを犯罪、事故、災害その他こどもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、こどもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(こどもへの情報の提供)

第14条 市、地域住民等、学校等及び事業者は、子育て支援に関する施策等 について、こどもの立場に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとす る。

(こどもの社会参加の機会の促進)

第15条 市、地域住民等、学校等及び事業者は、こどもが社会の一員として 自らの考え又は意見を表明する場を提供するなど、社会に参加する機会を設 けるとともに、こどもの考えや意見を尊重し、こどもの主体的な社会活動を 支援するよう努めるものとする。

(こどもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、こどもが安心して 過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、多世代との 交流、遊びその他の体験等を通して、豊かな人間性及び社会性を育むことが できるこどもの居場所づくりに努めるものとする。

(相談機能の充実)

第17条 市は、こども又は子育てに関する相談に対し、関係機関等と連携し、 速やかに対応するとともに、相談者が安心して相談することができるよう、 多様な相談機会の確保及び相談機能の充実を図るものとする。

(広報及び啓発)

第18条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の子育て支援に関する理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。